核燃料安全専門審查会令案要綱

第一 審査委員の員数及び臨時委員等 (第一条から第三条まで関係)

原子力規制委員会設置法第十九条第一項の政令で定める員数は、二十人とすること。

核燃料安全専門審査会(以下「審査会」という。)に、特別の事項を調査審議させるため必要がある

ときは、臨時委員を置くことができることとすること。

三 審査会に、 専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとする

こと。

四 臨時委員及び専門委員に関し必要な事項を定めること。

第二 部会 (第四条関係)

審査会は、 その定めるところにより、部会を置くことができることとすること。

第三 議事 (第五条関係)

審査会の議事について定めること。

第四 資料の提出等の要求 (第六条関係)

審査会は、 その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、 資料の

提出、 意見の表明、 説明その他必要な協力を求めることができることとすること。

第五 庶務 (第七条関係)

審査会の庶務は、 原子力規制委員会原子力規制庁において処理することとすること。

第六 審査会の運営 (第八条関係)

この政令に定めるもののほか、 議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、 会長が審査会に諮

って定めることとすること。

第七 施行期日 (附則関係)

この政令は、 原子力規制委員会設置法の施行の日 (平成二十四年九月十九日) から施行すること。